

医療的ケア児者受入設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、喀痰吸引等を必要とする障害児者（以下「医療的ケア児者」という。）が地域で安心して生活できる体制を整備することを目的として事業を実施する市町村（政令指定都市及び中核市を除く）に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 医療的ケア児者 別表に定めるものとする。
 - (2) 障害児通所支援事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する放課後等デイサービスとする（ただし、地方公共団体により設置運営されているものを除く）。
 - (3) 生活介護事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する生活介護事業所とする（ただし、障害者入所支援施設併設型、国及び地方公共団体により設置運営されているものを除く）。

(補助対象経費等)

- 第3条 補助対象経費は、当該市町村の区域内に所在する障害児通所支援事業所及び生活介護事業所（以下、「当該事業所」という。）が在宅の医療的ケア児者を新たに受け入れるための改修及び専用ベッド等の備品の購入に要した費用に対し助成した額とする。
- 2 補助基準額は、補助対象年度に当該事業所が新たに受け入れた在宅の医療的ケア児者（利用決定が見込まれる者も含む）1人当たり300,000円を上限とする。
 - 3 補助率は1/2とする。
 - 4 補助金の交付額は、補助基準額と当該事業に要する対象経費の実支出額を比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内とする。
 - 5 前項により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請手続)

第4条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項に規定する申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとする。

(添付書類等)

第5条 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、補助金の交付の対象となる経費に関する当該年度歳入歳出予算書抄本とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとする。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況の報告)

第7条 市町村は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

規則第13条の報告は、交付決定後速やかに行うものとする。

(交付額確定通知の様式)

第9条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金交付の方法)

第10条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を、様式第5号の請求に基づき精算払いにより交付するものとする。

(書類の保管)

第11条 市町村は、この補助金に係る帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、補助金に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日以降に改修及び購入に要した費用を対象として適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月8日から施行し、令和3年4月1日以降に改修及び購入に要した費用を対象として適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日以降に改修及び購入に要した費用を対象として適用する。

別表（第2条関係）

医療的ケア児者とは、次のような状態が6か月以上継続する障害児者とする。

項 目	
1	人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理
2	気管切開の管理
3	鼻咽頭エアウェイの管理
4	酸素療法
5	吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）
6	ネブライザーの管理
7	経管栄養
	経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻 持続経管注入ポンプ使用
8	中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）
9	皮下注射（インスリン、麻薬等の注射含む。）
	持続皮下注射ポンプの使用
10	血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）
11	継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）
12	導尿
	間歇的導尿 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストーマ）
13	排便管理
	消化管ストーマの使用
	摘便又は洗腸 浣腸※1
14	痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置

※1 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（挿入部の長さがおおむね5センチメートル以上6センチメートル以下のものであって、グリセリンの濃度が50%程度であり、かつ、容量が、成人を対象とする場合にあってはおおむね40グラム以下、6歳以上12歳未満の小児を対象とする場合にあってはおおむね20グラム以下、1歳以上6歳未満の幼児を対象とする場合にあってはおおむね10グラム以下、0歳の乳児を対象とする場合にあってはおおむね5グラム以下のものをいう。）を用いて浣腸を施す場合を除く。